

千歳市空港開港 100 年記念デザインマンホール募集要項



1. 趣旨

大正 15 (1926) 年 10 月 22 日、当時の千歳村民が造り上げた着陸場に、複葉機「北海」第一号が飛来しました。

このことを千歳における空港開港の起源とし、令和 8 (2026) 年、千歳市は空港開港 100 年の節目を迎えます。

空港とともに歩んできたまちの歴史を再認識するとともに先人の偉業を顕彰し、その発展と日々の暮らしを支え続けている下水道の大切さについて理解を深めていただくことを目的に、マンホールのデザインを募集します。

優秀作品に選ばれたデザインは、マンホールふたとして製作し、市内に設置します。

2. 募集テーマ

千歳市空港開港 100 年を象徴するとともに、千歳市の魅力を PR できるもの。

3. 募集期間

令和 7 (2025) 年 8 月 1 日 (金) まで (必着)

※電子メールの場合は当日 23:59 まで受付、郵送の場合は当日消印有効

4. 応募資格

以下のいずれかに該当する方は、どなたでも応募可能です。

- (1)千歳市内に居住されている方
- (2)千歳市内に在勤・在学されている方
- (3)千歳市にゆかりのある方 (出身者など)

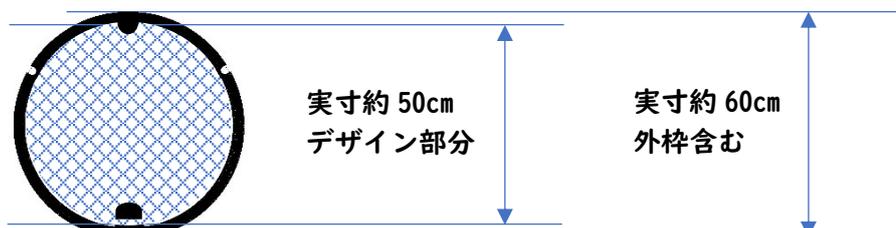
※ 1 人 1 点まで応募可能です。

※ 年齢、プロ/アマチュア問いません。

※ 未成年者 (募集締切日時点) が応募する場合は、保護者の同意が必要です。

5. デザイン条件 (マンホールふた製作に当たっての注意事項を含む)

(1) 指定応募用紙の円内にデザインしてください。用紙は、市ホームページからダウンロード可能です。



(2) 次の文言をデザインに含めて作成してください。

① 地名：ちとせし、千歳市、CHITOSE CITY など

② 下水種：げすい（下水）、うすい（雨水）、おすい（汚水）

※設置箇所の下水種に応じて、いずれか1つを採型します。

(3) 応募作品は、手書き、電子データどちらでも構いませんが、手書きの場合、色や線は濃く書いてください。また、写真での応募はできません。

(4) 色数に制限はありませんが、色彩については、塗料の成分上、仕上がりが近似色になる場合があります。特に、金色、銀色、蛍光色等は再現度が低下します。

(5) 文字、数字及び記号等について、縦書き/横書きは問いませんが、明朝体（類似フォント含む）は、再現度が落ちるので避けてください。

(6) 原版の凹凸で色が区別されます。

凹箇所が着色可能部分、凸箇所が素材の鉄（黒線）部分になり、色の境目には必ず黒線が入ります（黒線の幅は実寸で2mm以上）。また、着色部分（黒線と黒線の間）は、実寸で幅6mm以上を確保してください。

(7) 採用デザインの使用に当たっては、マンホールふたの材質・構造、実用性に合わせて、原案を尊重しながら必要に応じて補正・修正及び文字等を付加して使用する場合があります。

6. 応募方法

(1) 電子メールの場合

件名：千歳市デザインマンホール【応募者氏名】

本文：応募者情報（氏名、住所、連絡先、年齢、所属等）及び作品説明を記載してください。

添付ファイル：ファイル名は【応募者氏名】とし、JPEG/GIF/PNGのいずれか及びPDFの2種類添付してください。

(2) 郵送の場合

封筒表面に「千歳市デザインマンホール」と記載した上、A4サイズの指定応募用紙にデザインを描いたもの（カラー・手描き・デジタルいずれも可）を同封し折り曲げずに送付してください。

(3) 持参する場合

千歳市水道局経営管理課までご持参ください（土日祝を除く9時から17時まで）。

7. 提出先・お問合せ

〒066-8686 千歳市東雲町3丁目2番地の5

千歳市水道局経営管理課総務係 宛

TEL：0123-24-3270 E-mail：keieikanri@city.chitose.lg.jp

8. 審査

- (1)審査に当たっては、厳正な審査を経て9月上旬頃を目途に決定します。
- (2)審査内容及び審査基準は非公開とし、選考に当たっての選考過程及び結果に関する問合せには対応できませんのでご了承ください。

9. 表彰・賞品

最優秀賞（1点）

記念マンホールとして製作・市内に設置／賞金及び記念品贈呈

※受賞作品は広報誌・市ウェブサイト等で発表予定

10. 注意事項

- (1)応募作品は、自作未発表の作品に限ります。
- (2)他者の知的財産権（著作権・肖像権など）を侵害していないこととし、これらに係る問題が生じた場合、すべての責任は応募者が負うものとします。
- (3)第三者から権利侵害等の損害賠償が提起された場合は、応募者自身の責任において解決を図るものとし、市は一切の責任を負いません。
- (4)応募作品の著作権等一切の権利は、市に無償譲渡するものとし、市に帰属します。
- (5)応募者は、選考結果にかかわらず、市に対して一切の金員等の請求をしないこととします。
- (6)応募作品は返却いたしません。
- (7)次に該当すると認められた作品は、選考の対象外となります。

また、選考後であっても該当することが判明した場合は、決定を取り消します。

- ①第三者の著作権や商標権、その他法律上保護される一切の権利侵害のおそれのあるもの（アニメキャラクターなど既存キャラクターを使用した場合など）。
- ②反社会的な要素、他者を誹謗中傷する表現を含むもの。
- ③公序良俗その他法令の規定に反するもの。
- ④政治的・宗教的なデザインや文言を使用しているもの。
- ⑤生成A Iを使用して作成したもの。
- ⑥他のコンテスト等に応募済みの作品や既発表作品と同一又は酷似しているもの。
- ⑦商業目的や売名行為で作成したもの。
- ⑧提出書類の必要事項の記載に不備があるものや読み取れないもの。
- ⑨提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- ⑩本要項の要件を満たしていないもの。

11. 個人情報の取扱いについて

応募時に記載いただいた個人情報は、本募集及び関連業務にのみ使用します。